

第20回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和元年6月3日（月）14:40～14:55

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）、森下竜一（座長代理）、

（専門委員）村上文洋

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、小室参事官

（ヒアリング）

金融庁企画市場局総務課長 長岡隆

金融庁企画市場局総務課調査室長 籠康太郎

警察庁刑事局組織犯罪対策企画課長 和田薫

警察庁刑事局犯罪収益移転防止対策室長 高橋俊章

4. 議題：

（開会）

議題：フィンテックによる多様な金融サービスの提供

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長にも出席いただいております。

所用により、八代委員、飯田委員、角川専門委員が御欠席です。

それでは、ここからの進行は原座長をお願いいたします。

○原座長 たびたびありがとうございます。

「フィンテックによる多様な金融サービスの提供」、特に「本人確認手続き」について議論させていただきます。

前回の議論の確認ですが、まず、委託に本人確認のみの委託が含まれるのかどうかという法令解釈に関してです。

従来、金融庁は平成30年に本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈を関係省庁に確認したとホームページ及び報告書で公表されていた。しかし、ことし5月時点ですが、警察庁は確認はしていないということだったと思います。

関係省庁間で認識のそごがある。法令の解釈について、少なくとも現時点で不正確な情報が政府によって公表されていたわけです。これはおよそ考えられない、あつてはならないことだと考えております。

そこで、前回のワーキング・グループで私たちからお願いいたしましたのは2つあって、一つは、まず事実関係を確認してください。それから、2つ目に、正確な法令解釈、現時点で不正確な法令解釈が公表されているわけですので、正確な法令解釈を直ちに確定して公表していただきたい。この2つをお願いいたしました。まず、これらがどうなったのかを教えていただければと思います。

その上で、もう時間もないのであわせて伺いますが、仮に本人確認のみは含まないという解釈なのだとしたら、この問題をいつまでにどう解決するのか。これも教えていただければと思います。念のためですが、この問題は従来から関係業界から要望があつて、本人確認のみの委託を行う前提で実証実験がなされていた。そして、当然ながら事業者としては実証実験の延長での事業化を希望していると認識、理解しております。その問題をどう解決するのか。以上3点を教えていただけますでしょうか。

○警察庁（和田課長） 警察庁でございます。

まず、犯収令第13条の解釈についてですが、これまでも御説明をしておりますとおり、犯収令第13条第1項第1号の規定は、当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う令第7条第1項第1号に定める取引と規定をしております。取引の委託を前提とした規定でございます。当該条文に関し、当庁としては本人確認のみの委託を認めたことはございません。一貫して取引の紹介、あつせん等、取引の委託が必要であると解釈しており、当庁として解釈を変えた認識はございません。

2つ目、ブロックチェーン技術に関する報告書であります。当該報告書は参加主体や取引の内容について、さまざまな仮の前提条件を置いた上で実施されたものであります。ブロックチェーンを活用した技術面における実証実験の結果について、参加された事業者が取りまとめられたものであります。

当庁といたしましては、こうした認識のもと、これまでの法的解釈を前提として、本報告書を受け取ったものであります。

3つ目、金融庁のホームページについてですが、金融庁のホームページの記載につきましては、金融庁の御判断で出されたものでありまして、当庁としてその内容については承知していないところであります。

当庁からは以上です。

○原座長 お願いします。

○金融庁（長岡課長） 金融庁でございます。

まず、1点目の経緯でありますけれども、先ほど御説明にありましたように、報告書というのは民間の事業者が実証実験という試みをするということで、その結果について報告書をつくるという中にこの法令解釈が入ってきたというものであります。その法令解釈の

入った報告書というものを、我々は警察庁に提示して、やりとりをやってきたということでございます。

その結果につきまして、報告書は民間が公表するというものだったのですが、金融庁といたしまして、実証実験をサポートするという立場から、この報告書がどういうものであったのかということをお我々のホームページに概要を解説したというものでございます。その中で、報告書にある記述と同じようなものをホームページに載せたというのが本日、参考資料2で配られているホームページの記載でございます。

この本人確認の話につきましては、警察庁と我々は、今までもずっとマネロン対策をしっかりやりながら、かつ、いかにして利用者の利便性を高めていくのか、イノベーションを進めていくのかといった観点から、双方で知恵を絞りながらぎりぎりのやりとりをやってきたというのが今までの経緯でございます。これまでに成果として出たものとして、昨年認められましたオンラインで完結するような本人確認の新しい手法といった先進的なことも実際に実現しております。

こちらにつきましては、フィンテック企業も歓迎して、幾つかの者が実際に活用するという段に入っております。

そういった中で、今回のような認識の違い、行き違いが生じてしまったということでございます。

この現状を踏まえて、我々といたしましては、前回は申し上げましたけれども、最も重要なのは事業者の方々に不測の影響を与えないようにすることが必要であるということでございます。

前回、議長にも御示唆いただきまして、実際に行っている事業者に影響があるのか、ないのかということを手元で把握している限りでございますけれども、早急に細かく調べました。

その結果、実際に事業を行っている事業者のスキームについては問題ないということは警察庁にも確認いただいております。そういう状況ですので、この先何をしなければいけないかと申しますと、我々が最優先にしなければいけないのは、こういった認識の行き違いがあったということを前提にして、それを踏まえた新しい取り組みがなされないように、行き違いを踏まえてどのような整理ができるのかということをお早急に整理する、取りまとめるということをお警察庁と協力しながら速やかに行っていくということだと思っております。そちらに全力を傾けていきたいと考えているのが現状でございます。

○原座長 まず、1点目なのですが、今のお話を伺った範囲で言うと、金融庁で確認しないままに金融庁として法令解釈を関係省庁に確認したとホームページ上で公表した、ということよろしいのでしょうか。

これ以上、もうここで申し上げないですけれども、いずれにしても、一旦公表した、金融庁としてこういう法令解釈を確認したと公表されていたわけですから。これを変更されることになるので、きちんとした説明をされないといけないと思います。これが1点目

です。

2点目に、解釈については、きちんと公表すべきだと思います。今、現時点で把握されている限りでまだやっているところがない。そこには一応連絡しましたなどといういい加減なことではだめで、これは法令解釈として一遍公表されているのですから、これが不正確であったのであれば、正確な法令解釈をきちんと直ちに公表すべき。これはすぐにやっていただきたいと思います。

3点目、今後の対応に関して、この本人確認のみの委託も含むというのは、関係業界はずっと、これまでもおっしゃっていたことであり、一度は容認するとの前提で解釈が公表されて実証実験もなされ、その実証実験も踏まえた準備も各事業者、関係業界においてなされていたわけです。それから、皆さん方がまだ把握をされていない範囲で既に現時点で準備をされているところがあるのかもしれない。そういったことを踏まえれば、以上のような事情を踏まえて、できるだけ早急に対応すべきだと思います。

これはいつまでにやっていただけるのか。3点目はもう一回。

お願いします。

○大田議長 警察庁さんに伺います。

金融庁さんはホームページに、当局から確認を得ていると書いておられます。私も政府にいたことがあります。実際に確認を得ていないのに、いい加減なことでこういうことを書くはずがありません。

警察庁は、このときの担当者に確認の上、一貫して否定しているということを確認されたのかどうか。そのときの経緯はどうであったのか。伺います。

○原座長 お願いします。

○警察庁（和田課長） 金融庁さんのホームページに記載された内容については、我々としては承知していないということでございます。

○大田議長 そのときの担当者に確認されたわけですね。

○警察庁（和田課長） しております。

○大田議長 では、どういう経緯だったと担当者は言っているわけですか。

○警察庁（和田課長） 先ほど申し上げましたように、この報告書は、先ほどのような認識のもとで受け取っております。

ただ、それを金融庁さんがホームページに載せられているわけですが、その記載については承知をしていないということでございます。

○原座長 もうこれ以上伺わないのですけれども、報告書の文面を見ても、法令の規定の委託には含まれるという解釈を同局から得ましたと書いてあるのです。警察庁がこの報告書を受け取って、違うのであれば、この報告書に関してまずちゃんとコメントすべきであったと私は思います。

ただ、事実関係はともかくきちんと明らかにして、きちんと説明をするようにしてください。

あと、金融庁から。

○金融庁（長岡課長） 今、座長から今後の対応について御発言があったので、経緯がどうのこうのという話につきましては、これ以上、申し上げてもあれだと思えるのですけれども、事実関係といたしましては、我々がホームページに載せている公表文そのものについて協議をしてはおりません。

先ほど申しましたように、我々が協議したのは民間のドラフトでございます。こちらのドラフトの中に法令解釈として書かれている。それについて確認したものを、一字一句ではないですけれども、中身と齟齬のないものを我々の言葉としてホームページに載せたというのがやりとりのファクトでございます。

今後の対応なのですけれども、いつまでにと申し上げるのは難しいのですが、可及的速やかにやらなければいけないということは、我々も双方とも共有しておりますので、それはできる限り早くやっていきたいと考えております。

○原座長 できる限り早くではなくて、期限をちゃんと切っていただきたいのです。

フィンテックの世界で迅速に進めないといけない話だと思っています。これは1年とかそんなことではなくて、どれぐらいの期限を切っていただけるのか。目安で結構ですので教えていただけますか。

○金融庁（長岡課長） 今、申し上げることは非常に難しいですけれども、1年かけてゆっくりとやろうということは考えておりません。

○原座長 1カ月ぐらいでよろしいでしょうか。

○金融庁（長岡課長） 申しわけないですけれども、今、決め打ちで申し上げるのは、また新しい誤解を招くので、それは避けたいと思います。

○原座長 答申までそんなに日がないのですけれども、多分数時間とか数日の範囲で確定しないとイケないのですが、それで確定させていただけますか。

○金融庁（長岡課長） いずれにせよ、今載っているものに基づいて進めることは控えていただけるような対応は直ちにしていきたいと思います。

○原座長 先ほど申し上げましたけれども、まずともかく不正確な情報が今、まだ公開されている状態なので、これをきちんと正確にしてほしい。

それから、法令の解釈に関して、もし今の条文が警察庁がおっしゃるように本人確認だけは含まないということであれば、それをどう解決するのか。これもそんなに日を置けない話だと思っていますので、1カ月がいいのか、どれぐらいなのか、できる範囲での期限を設定して、きちんと御対応いただきたいと思います。

あと、議長からも御質問がありましたけれども、こんなことが政府で起きているというのはおおよそあり得ないことだと思います。一旦、政府として、法令の解釈として公表されたことが間違っていましたといっておろろろと変わるというのは、申しわけないですけれども、日本政府の恥だと思います。これをうやむやにしたら、また同じことが繰り返されると思います。こんなことが二度と起こらないように、きちんと事実を解明し、きちんと

事実を公表し、措置についても早急に進めていただけたらと思います。

あとはよろしゅうございましょうか。

事務局はよろしゅうございますか。

では、よろしく申し上げます。

○金融庁（長岡課長） 今、配付していただいた案文なのですが、こちらで、金融庁はホームページ及び報告書で公表したがとあるのですが、報告書というのは民間のもので、ファクトとして、ホームページで公表したということを書いていただければと思います。

○原座長 文面は元年度内、できる限り早期になっていますけれども、本当にできるだけ早期に進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○小室参事官 次回のワーキング・グループにつきましては、事務局よりまた御連絡差し上げます。ありがとうございました。